

印西市地域公共交通会議分科会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、印西市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、印西市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の分科会（以下「分科会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、要綱第2条各号に掲げる事項についての専門的な調査及び検討、又は道路運送法第9条第4項に規定する運賃等（以下「協議運賃」という。）に関する協議を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会の名称は、別表のとおりとする。

2 分科会を構成する委員（以下「委員」という。）は、要綱第3条の委員の中から交通会議の会長が指名する者とする。

ただし、協議運賃に関する協議を行う委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が指名する者とする。

- (1) 1号委員（市民代表）
- (2) 2号委員（当該一般乗合旅客自動車運送事業者）
- (3) 5号委員（市の職員）
- (4) 7号委員（国土交通省関東運輸局千葉運輸支局）

(会議の運営等)

第4条 分科会長は、交通会議の会長が指名した者をもって充てる。

2 分科会の運営については、要綱第7条を準用するものとする。

ただし、協議運賃に関する協議事項について、次に掲げる場合は、会議の開催を省略することができる。

- (1) 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合。
- (2) 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合。
- (3) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合。
- (4) 新たな決済手段を追加する場合。

(協議結果の取扱い)

第5条 分科会において協議を行った事項については、交通会議へ報告するものとする。

(協議結果の尊重義務)

第6条 分科会で協議が調った事項については、関係者はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、企画財政部交通政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、交通会議の会長が別に定める。
(別表)

分科会名	事務所掌
ふれあいバス運行検討分科会	ふれあいバスの運行に関すること
地域公共交通対策分科会	市内の地域公共交通に関すること
運賃協議分科会	協議運賃に関すること

附 則

この要領は、令和6年7月14日から施行する

附 則

この要領は、令和7年6月25日から施行する

附 則

この要領は、令和8年1月1日から施行する